

# 総務教育常任委員会資料

(平成24年10月3日)

〔件名〕

- ・産業廃棄物処分場税の適用期間延長に係る特定納税義務者からの意見への対応について  
【税務課、循環型社会推進課】・・・1

総 務 部  
生活環境部

1 因幡環境整備株式会社の意見への対応（ は意見、 は検討結果）

(1) 中間処理業者が実質負担（排出事業者が直接税負担する仕組みへ）

実際の廃棄物の流れは、排出事業者から中間処理業者を経由して最終処分場へ持込まれ処理されるケースがほとんどです。

現在、中間処理業者は、この税金相当額分を中間処理料金に上乗せして、排出事業者へ負担してもらうという仕組みがとられていますが、景気の低迷、競合他社との競争の中で、実際には、産廃税創設以前からの価格を据え置かねばならない状況であり、実質中間処理業者が産廃税を負担しております。（現に当社では、平成15年産廃税創設以来、負担し続けています。）

産業廃棄物処分場税の創設の大きな目的に、産業廃棄物の発生抑制が掲げられていますが、現在の仕組みでは、産廃税に対する排出事業者の意識が低く、負担感もなく、発生抑制の効果がまったく得られていません。排出事業者が直接負担する仕組みに変えない限りこの目的を達成することはできません。

**検討結果：対応困難**

[理 由]

排出事業者へ直接課税する仕組みは、

①小規模事業者への負担が大きい。

- ・多数の小規模事業所に少額な申告納税手続きを求めることとなり、小規模事業者への負担が大きい。
- ・課税当局は少額の申告を多数処理することから徴税コストが増大し、税収に対する均衡を失する。

②二重課税が懸念される。

- ・本県が排出者課税方式を導入すると、本県の排出事業者の産業廃棄物が、最終処分場課税方式を採用他県の最終処分場に搬入された場合に、二重に課税される懸念がある。
- ・産業廃棄物処分場税の創設の際、二重課税が懸念されるとの議会からの指摘を受け、中国各県と知事会議及び総務部長会議で協議・調整した結果、現行の課税方式としているところ。

(2) 近県との調整の必要性

産業廃棄物は、今や広域に移動しているにもかかわらず、近県では、兵庫県が産廃税を導入しておりません。よって、税負担のない兵庫県の処分場への排出が増えると予想されます。

中国五県のみならず、近県の兵庫県とも協力して、公正な課税が行われる仕組みにすることが望ましいと思います。

**検討結果：対応困難**

[理 由]

- ・各県の産業廃棄物行政の事情は様々であり、兵庫県が産業廃棄物に係る税制を導入するかどうかは、自らの産業廃棄物行政の実情を踏まえて判断されるべきことと考える。

(3) 自社処分の場合の非課税（自社処分場への搬入数量の適正な管理）

現在、解体業者などが自社処理する場合に、非課税となっています。

しかし、排出される廃棄物は、自社処理で対応出来ない混合廃棄物も発生しており、自社処分が隠れ糞となり、不法投棄等により、適正な納税が行われていないと考えられます。

制度を運用していく中で、課税逃れが行われないように、適正に管理していただきたいと思います。（自社処分場への搬入数量が正確に把握されているか、今一度検証すべきであると考えます。）

**検討結果：対応する（詳細は別紙「産業廃棄物の自社処分に係る不適正処理の防止対策について」のとおり）**

[理 由]

- ・ご意見を踏まえ、自社処分場における不適切処理を防止するため、適正な自社処分が行われているかを管理する仕組みを構築する。

#### (4) まとめ

本来廃棄物は、汚染者負担の原則であるので、排出事業者へ直接課税すべきと考えます。しかし、徴収コストの問題等を理由に、直接課税されておりません。もし、現行の仕組みで延長されても、排出事業者が実質不在のままとなってしまいます。

よって、排出事業者へ確実に税相当額を負担（転嫁）させる仕組みを作ることが必要となります。

例えば、平成20年度より義務化された産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の行政報告の制度を活用した課税、県発注工事等で処分される産廃について、排出事業者が税相当額を負担しているかを確認する等が考えられます。

#### 検討結果：排出事業者へ直接課税する仕組みは（1）と同じ

なお、マニフェストの活用については、現在、税の申告調査においても最終処分量の確認に使用しているが、排出事業者への税相当額の転嫁については確認することが出来ない。このため、制度の意義を理解していただくことが最も重要であり、適正な価格転嫁が行われるよう、これまでの方法に加えて、排出量の大きな個別企業への直接訪問や、関係業界の総会等に出席するなど、積極的に周知を行っていく。

## 2 株式会社姫路環境開発の意見への対応

### (1) 重量換算係数の見直し

条例第4条（現行県税条例施行規則第61条）の重量の換算で換算係数について、運搬搬入時の実情に合う換算係数に見直しをお願いしたい。

#### 検討結果：対応困難

##### [理由]

・現行の重量換算係数は、産業廃棄物管理票に排出量を記入する際の重量換算係数として環境省が参考値として示した値と同じのものであるとともに、中国5県全てにおいても同じ係数を使用していることから、最も適切な値であると認識している。

### (2) 税の収支・使途の公開

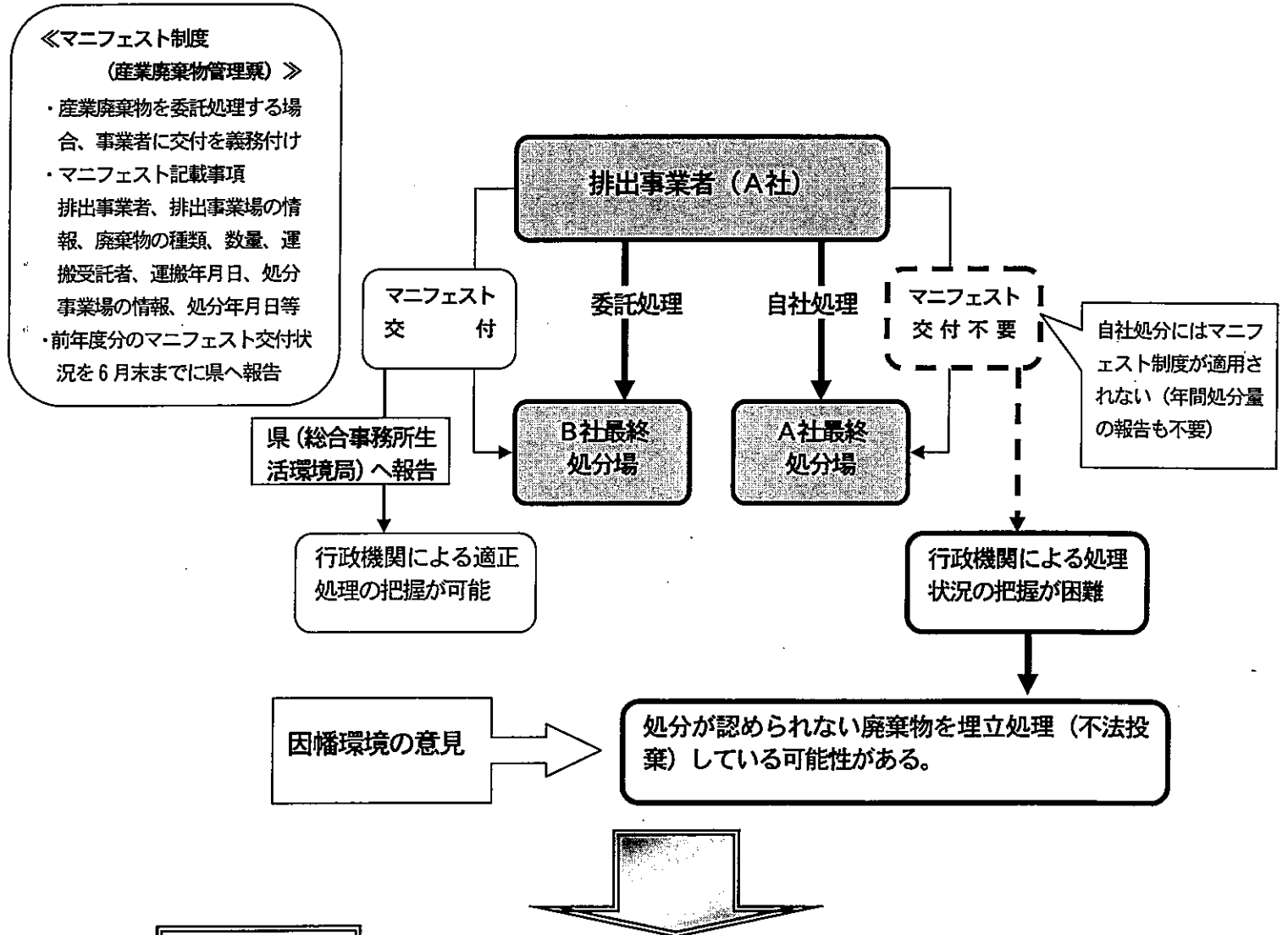
産業廃棄物処分場税は、本来、目的税であることから、適正に処理がなされている確認のために、収支と使用先及び目的を公開をするようお願いしたい。

#### 検討結果：対応

##### [理由]

・現在も、県ホームページで産廃税の仕組み、税収及び税収使途について公開している。また、収支については毎年度の税収と税の使途である基金積立額や事業充当額の表を掲示している。  
・リサイクル技術・製品実用化事業への充当については、これまでも助成を受けた企業名、研究テーマを公開している。  
・今後も引き続き税の徴収状況や適正な活用がなされているかを広く周知するとともに、透明性を高めるため、新たに各企業への補助金額についても公表していく。

## 産業廃棄物の自社処分に係る不適正処理の防止対策について



### 対応策 (案)

自社処分場において不適切な処理が行われないよう、廃棄物の種類、処理数量等について、委託処理分に係るマニフェスト交付状況の報告と同様に、県への報告を求める新たな仕組みを構築する。

- 廃棄物処理法の改正により、H23. 4. 1以降、法第12条第13項に基づき自社処分を行う事業者には帳簿の作成・保存義務が課されたことから、新たに事業者に対して当該帳簿記載内容について県への報告を求めることにより、適正な自社処分が行われているかどうかを管理していく。
- ・帳簿記載事項：排出事業場の情報、廃棄物の種類、数量、運搬年月日、処分事業場の情報、処分年月日等

※県への報告に応じなかった場合は、法第19条に基づく立入検査を実施して廃棄物処理に係る関係帳簿を確認し、不適正処理が判明した場合は、法第18条に基づく報告の徴収を求め、適正処理が推進されるよう指導していく。なお、帳簿の備付け、記載や保存義務違反があった場合は、法第30条第1項の罰則規定 (30万円以下の罰金) が適用される。